

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1	

2. 指名停止措置期間 令和8年3月23日 ～ 令和 8年9月22日（6箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

日本交通技術株式会社は、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程>

措 置 要 件	期 間
<別表第2> (独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。 ※ 前項とは、市工事等に関し、独占禁止法違反行為を行った場合をいう。	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)